財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
												担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
542	国際	2	つくば国際戦略総合特区	藻類バイオマスエネルギーの実用化	○藻類バイオマスの大量生産技術の確立 ・H24年度からは、つくば市内の耕作放棄地2haにおいて、藻類バイオマスの屋外培養の研究開発に着手し、2015(H27)年度までに年間14tの藻類産生オイルの生産を通じて、大規模実証に必要な技術的課題の解決を目指す。 ・2015年度(H27年度)以降は、県内及び被災自治体の耕作放棄地等を活用して大規模実証を通じて化石燃料のコストに見合う生産技術を確立し、実用化の目安となる年間1.4万tの藻類産生炭化水素の生産を目指す。	筑波大学、つくば市、産総研、農研機構、JFEエンジニアリングやDIC、デンソー等の藻類産業創成コンソーシアム構成企業　等	農林水産省	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 （発展融合ステージ）	拡充	今回、拡充を求める国の制度は、研究費の上限が5000万／年とされているが、平成25年度の所要額93500千円まで拡充を求めるものである。	1回目	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（研究人材交流型）	A		26年度以降の研究推進事業については、他地域からの要望も勘案した上で、研究費の上限額も含めて、制度設計を検討していく考え。 なお、本年度については、既に研究費の上限が決まっており、年度途中でこれを変更することは出来ない。		d	平成26年度以降の制度設計を検討いただくことについては了解。 平成25年度については、対応方針の検討をしていただく中で引き続き協議をしていきたい。		農林水産省から、当該事業の研究費の上限額の引上げについて、平成26年度の概算要求等に向けて検討する旨の見解が示されたことから協議終了。 農林水産省は、概算要求等に向け、指定自治体等と適宜情報交換等を行い対応すること。 指定自治体は事業実施にかかる不足分について、他の手段を含め、最大限の支援を受けられるよう取り組んでいくこと。	Ⅱ
											2回目											
620	国際	2	つくば国際戦略総合特区	生活支援ロボットの実用化	生活支援ロボットの普及のネックとなっている安全性基準を世界に先駆けて確立し、H25年度までに国際標準規格に反映。国際標準規格の発効後には、速やかにロボットの安全認証をスタートさせ、我が国ロボット産業の国際競争力の強化を図る。	茨城県 つくば市 筑波大学 産業技術総合研究所 地域協議会のロボット関連企業	厚生労働省	介護労働環境向上奨励金 介護福祉機器等助成	拡充	介護労働環境向上奨励金のうち介護福祉機器等助成は、介護サービスの提供事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、介護福祉機器の導入費用の１／２（上限300万円）を支給する制度であるが、事前に導入・運用計画を作成し認定を受けた上で介護福祉機器を導入・運用し、一定の導入効果があったことを示して初めて奨励金の支給が受けられる。 この助成方式には、①経営体力が十分でない施設では機器導入が困難であること、②同様の労働環境下にある看護労働者や特別支援学校の教員・支援員の労働環境改善につながらないこと、③新たな技術革新の成果を迅速に介護・看護現場に導入することが困難なこと、といった問題がある。 そこで、①導入・運用計画の認定により奨励金の支給を可能とする、②奨励金の支給対象を病院や特別支援学校にも拡大する、③奨励金をロボット介護機器開発・導入促進事業で開発された機器にも適用する、の3点において本助成制度の拡充を要望するものである。	1回目	厚生労働省職業安定局雇用政策課	中小企業労働環境向上助成金（旧介護労働環境向上奨励金）介護福祉機器等助成	C（一部B）	－	○　拡充の要望の内容①から③についての見解は以下のとおり。 ①当該制度は、機器を導入し介護労働者の雇用管理の改善を図ることを目的としていることから、導入効果等を支給要件としているものであり、要望のように導入・運用計画を認定したことのみをもって奨励金を支給する制度とすることはできない。 ②当該制度は、介護労働者の雇用管理の改善を図ることを目的としていることから、制度の対象を「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を元に定めているものであり、要望のとおりに対象を拡大することはできない。 ③当該制度の対象となる機器は、今後も必要に応じて見直しを行うことを想定しているところ。「ロボット介護機器開発・導入促進事業」等により新たに開発された機器についても、介護労働者身体的負担軽減の効果が高く、労働環境の改善に資するものであれば、対象とし得るものであり、対象となった場合は全国で利用することができることとなる。 ○　なお、当該制度は、雇用保険法第62条の「雇用安定事業」として実施しており、介護労働者の雇用管理改善を図ることを目的としてしている制度であることから、介護ロボットの普及促進のために当該制度を活用することは、当該制度の目的にはそぐわないと考える。		c	要望①については、導入効果の確認を計画終了後に行うので、その際に効果が見られなければ助成金を返納することを条件として認めていただきたい。 要望②については、介護労働者の雇用管理の改善が目的であれば、平成25年6月18日に改定された「職場における腰痛予防対策指針」にもあるとおり、現在は対象となっていない特別支援学校や病院などにおいて介護関係業務に従事する介護労働者についても同様に負担軽減が求められていることから、支援の対象としていただきたい。 要望③については、新たな機器が追加対象となる場合、追加されるまでのスケジュールを示すとともに、新たな機器の改善効果の基準、追加の方法（審査内容）などについて、ご教示頂きたい。 ○当該制度が介護労働者の雇用管理改善を図ることを目的としている制度であることは承知しているが、ロボット介護機器の一部は、介護労働者の身体的負担を大きく軽減することができ、介護労働者の福祉の増進に資するものであることから、今回、効果の確認をしっかり行うことを前提に改正を要望したものであり、是非認めていただきたい。		厚生労働省より提案①②については、対応できないと回答されているところであるが、左記の指定自治体の回答を踏まえ、再度検討を行うこと。 また厚生労働省は、提案③について、新たな機器が対象となる際のプロセス等について、指定自治体の質問に対し、具体的に回答すること。	Ⅳ
											2回目			C（一部B）		①当該制度については、機器を導入し介護労働者の雇用管理の改善を図ることを目的としており、導入効果等を支給要件とすることは必須であると考えている。また、助成金の支給要件は、その助成金の目的を達成したことや適切な支給であるか否かを判断するために設けているものと考えられることから、ご要望の方法のように支給要件の一部である導入効果を確認すること無く助成金を支給することは困難である。 ②当該制度は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）第2条第1項に規定する介護業務に係る事業を行う中小企業事業主であって、介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行った事業主に対して、その費用の一部を支給するものである。当該制度は、専ら介護関係業務に従事する介護労働者の雇用管理の改善を対象としているところであり、介護関係業務の範囲を変更することは考えていない。 ③当該制度の対象となる機器は、介護労働者身体的負担軽減の効果が高く、労働環境の改善に資するものであれば、対象としうるものであるところ。「ロボット介護機器開発・導入促進事業」等により新たに開発された機器についても、機器の導入を考える事業主からの申請等があった場合には、介護労働者身体的負担軽減の効果が高いか否か等により対象としうるか否かを判断し、対象となった場合は全国で利用することができることとなる。		c	①導入効果の確認については計画終了後に厳正な評価を行うことで、適切な支給であったか否かについて判断することができると考える。また、もし、その評価において導入効果が見られないとのことであれば、助成金を返納させることで現行制度と同様に効果の確認が行えると考えているため提案を認めて頂きたい。 ②現在は対象となっていない特別支援学校や病院などで介護関係業務に従事する介護労働者においても、対象となる施設において専ら介護関係業務に従事している者と同様の業務を行っていると考えているが、この点についていかがお考えかお聞かせ願いたい。本特区では業務内容がほぼ同じであると考えているので、介護労働者の雇用管理の改善のために支援対象としていただきたい。 ③新たに開発される機器についても、追加される可能性があることについては承知した。なお、新たに開発された機器を申請する場合には、できるだけ速やかに対象とできるよう相談させていただきたい。		厚生労働省から、提案①②については、①「導入効果を確認すること無く助成金を支給することは困難」、②「専ら介護関係業務に従事する介護労働者の雇用管理の改善を対象としている」との理由により対応は困難との見解が示されているが、指定自治体は引き続き協議を要望している。しかし、両者の見解には相違があり、今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。 なお、厚生労働省は、指定自治体より当該提案に関してより具体的な提案がなされた場合には、再度協議に応じること。また、提案③について、指定自治体が具体的な機器の申請を行う際には、相談に応じること。	Ⅳ